

○赤磐市建設工事請負代金中間前払金取扱要綱

平成21年1月13日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項の規定に基づく公共工事の中間前払金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前払金の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。ただし、中間前払金の請求前に、請負代金額の全部又は一部について、代理受領又は債権譲渡の承諾をしている場合は、中間前払金の対象としないものとする。

- (1) その1件の請負代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日を超えること。
- (2) 既に赤磐市公共工事請負契約約款(以下「約款」という。)第34条第1項に規定する前払金を支出していること。
- (3) 中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証が行われていること。
- (4) 工期(債務負担行為に係る契約で約款第34条第1項につき債務負担行為に係る契約の特約条項の適用をうけるもの(以下「債務負担契約」という。))については、当該会計年度の工事実施期間。以下同じ。)の2分の1を経過していること。
- (5) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (6) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額(債務負担契約については、当該会計年度の出来高予定額。以下同じ。)の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金と部分払の選択)

第3条 中間前払金の対象工事の契約に当たっては、中間前払金と部分払のいずれかを選択させることとし、契約締結時に中間前払金と部分払の選択に係る中間前払金・部分払選択届出書(様式第1号)を契約の相手方から提出させる方法により確認するものとし、その選択については、その後において変更はできないものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第4条 対象工事が債務負担契約の場合にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が1,000万円以上の工事を対象とするものであることとする。

この場合において、中間前払金を行っている会計年度には、部分払(当該会計年度末におけ

る部分払を除く。)は行わないものとする。ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が1,000万円以上であることにより、契約締結時に中間前払金を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前払金は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

(割合等)

第5条 中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2を超えない額で、かつ、1億円を限度とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(認定方法)

第6条 中間前払金の認定については、中間前払金の請求をするため、認定を受けようとする請負者から、認定請求書(様式第2号)に約款第11条に基づく工事履行報告書(様式第3号)並びに実施工程表(様式第4号)(以下「認定資料」という。)を添付のうえ提出させて行うものとする。

- 2 請負者から中間前払金に係る認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、実施工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その作業に要する経費(以下「進捗額」という。)が請負代金額の2分の1以上であるかどうかを調査するものとする。この場合において、進捗額の数値に疑義があるときは、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることができるものとする。
- 3 進捗額の認定に当たり、工事現場に搬入された検査済の工事材料があるとき又は製造工場等に検査済の工場製品があるときは、約款第37条第1項の規定に準じて、その額を当該工事の出来高に加算して進捗額を認定することができるものとする。
- 4 進捗額の算定に当たり、設計図書の変更指示書による新規工種等の指示が行われている工事で、変更契約が行われていないものについては、当該新規工種等に係る出来高は認定対象の進捗額に含めないこととする。また、請負代金額が減額となる変更指示書については、変更指示に係る工種等が行われていないこととなるので、進捗額に当然含まれないものであるとともに、進捗率(進捗額を請負代金額で除した率)を算定する場合の請負代金は認定請求時点での請負代金額とする。
- 5 第2項の調査は、当該工事を担当する監督員が行うこととし、第1項の認定は、当該工事の監督課の課長が行うものとする。認定の決裁は、第1項により請負者から提出された認定資料及び第2項後段により提出を求めた資料等により行うものとする。
- 6 認定資料により調査し、その結果が妥当と認めるときは、市長名を記載し、その公印を押印した認定調書(様式第5号)及びその写しを各1部作成し、原本を請負者に交付するとともに、写しを保管するものとする。

(認定及び支払の期間に係る取扱い)

第7条 約款第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、請負者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも10日以内に認定調書を交付するものとする。

2 約款第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求が中間前払金請求書(様式第6号)によりあった場合は、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うものとする。この場合においては、通常の前払金と同様に支払の迅速化に努めるものとする。

(保証契約証書の取扱い)

第8条 請負者から中間前払金に係る前払金保証契約書の寄託を受ける場合は、当該証書原本を工事所管課に提出させ保管するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日告示第27号)

この告示は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。